

科学技術イノベーション研究科 博士論文公表に関する注意事項

平成30年2月13日 教務・入試委員会
令和7年3月27日 研究科教授会 一部改正

1. 博士論文の全文は、国立国会図書館および神戸大学附属図書館において、閲覧に供される。このため、その内容を完全に秘匿することはできない。
2. 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の利用により公表するものとする。
3. ただし、「神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項」に示される「やむを得ない理由がある場合」に該当する場合、所定の手続きを経て承認されれば、博士論文の全文を非公開あるいは公開延期にすることができる。なお、「やむを得ない理由がある場合」とは、次の場合をいう。
 - (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、リポジトリの利用により公表することができない場合
 - (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてリポジトリの利用により公表することができない内容を含む場合
 - (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の出願等との関係でリポジトリの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって、明らかな不利益が博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
 - (4) その他、特別な理由がある場合
4. 博士論文の全文を非公開あるいは公開延期に関する手続きは、本研究科「博士論文の公表に関する内規」によるものとする。

なお、「博士論文の公表に関する内規」第5にある公表の延期を継続する場合の申請は、希望者が自ら延長承認期間終了 2 ヶ月前までに研究科長（教務学生係）に所定の書類を提出するものとし、本研究科から対象者及び指導教員等に対し、継続希望の有無の確認は行わない。

教務学生係は公表延期を承認された者及びその指導教員に、予めその旨を通知する。

以上